

青年海外協力隊在ケニア隊員有志による奨学金制度規約

前文

1974年にケニア国に理数科教師隊員が派遣されて以来、多くの隊員が深刻に生徒の学費の問題を感じてきた。成績・人格ともに優秀であり、次世代においてケニアの貴重な人材となる可能性を秘めた者が、学費の支払いができないゆえに学業を途中で放棄するという状況が数多くみられる。そのような生徒に個人的に学費を援助してきた隊員は少なくない。限られた隊員の任期では継続性に乏しく、交代隊員との引き継ぎも容易ではない。奨学金制度を制定することは、個人的援助を基本に進められてきたこの学費援助に持続性を持たせ、さらに選考による奨学金の支給によって、奨学生自身に自信と以後の学業への意欲・方向性を与えるものである。隊員と奨学生とのつながりを基本に、より安定した援助を行うべく、以下のような沿革で本奨学金制度が成立した。

沿革

1983年 8月

理数科教師隊員会議において、学費援助をより継続性のあるものとするための奨学金制度の設立が提案され、有志による活動が始められた。

同年 10月

隊員が活動していた学校の生徒を対象に第一回の募集および選考が実施され、3名の奨学生が選出された。

同年 12月

隊員総会において多くの在ケニア隊員の支持と寄付を得、その3名にたいして翌年より卒業時までの学費が支給されることとなった。

1984年 8月

この制度を運営するための委員会が発足し、前年度同様奨学生の選考がなされ第二回奨学生として4名が選出された。ただし、この年より卒業時までの支給から一年限りの支給へと切り替えられた。

1985年

ケニア国内外を問わず広く一般からも支援が寄せられ、組織の確立と明文化が要求されるに至った。そこでこの制度を継続し発展させていくための規約制定に着手した。

1987年 1990年 1991年 1992年 1997年 1999年 20

02年 2004年

規約制定 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂 一部改訂

2008年 1月

大統領選挙後の混乱により隊員に退避命令が発せられ、KESTES 運営が困難な状況となり一時活

動を凍結する。

同年 ？月

凍結解除。

同年 12月

既存の奨学生への支援義務を遂行し終える。

兼ねてより危惧されていた運営委員の著しい減少より、今後、新規奨学生を募集しての KESTES 運営継続は困難と判断し、解散する。

2009年 11月1日

有志13名にて、KESTES 再編成を決意し、支援業務再開。

再開にあたり、KESTES 制度の抜本の見直しを行い、従来の規約の一部改定を行い下記の通り施行することとする。

2011年

「青年海外協力隊在ケニア隊員有志による奨学金制度規約―奨学金支払に関する規約―」を施行

2013年

「青年海外協力隊在ケニア隊員有志による奨学金制度規約」と「青年海外協力隊在ケニア隊員有志による奨学金制度規約―奨学金支払に関する規約―」を統合及び一部改訂

第1章 総則

第一条（名称）

正式名称：青年海外協力隊在ケニア隊員有志による奨学金制度

略 称：JOCV KESTES（ケステス）

Japan Overseas Cooperation Volunteers Kenya Students' Educational Scholarship

第二条（主旨）

この奨学金制度は広くケニアの人材開発に役立つものとして、青年海外協力隊在ケニア隊員によって設立されたものである、人格・成績ともに優秀なケニア人生徒に対し、学費の援助を行うことを目的とする。同時に日本への広報活動を通してケニアの教育現状を報告し、相互理解を呼びかけることも目的とする。

第2章 運営委員及び役員

第三条（運営）

第一項（運営委員会）

KESTES 運営委員によって構成される。

第二項（運営委員）

在ケニア協力隊員の中でこの制度の主旨に賛同するものは、運営委員となることができる。また推薦者は当該推薦が承認された場合、運営委員となることを条件として推薦できるものとする。

さらに支援途中での運営委員の退会により引継ぎ業務が生じた場合、業務を引き継いだ者は運営委員となるものとする。

第三項（運営委員の権利）

奨学生の推薦

第四項（運営委員の義務）

1. 総会の準備及び参加
2. 支援任務の遂行及び KESTES 運営任務の遂行

第四条（運営役員）

第一項（運営役員）

運営委員長一名、副委員長一名、運営役員一名以上とする。

第二項（運営役員の任命）

運営委員長は前運営委員長より指名され、他の運営役員は運営委員長より指名される。運営役員は総会における議決をもって任命される。その詳細は第五条第五項に準ずる。

第三項（運営役員の任期）

任命された総会から原則一年間。

第四項（運営役員の任務）

1. 資金の管理と運営
2. 総会の準備及び開催
3. 広報活動
4. 日本窓口との連絡及び折衝

第3章 総会

第五条（総会）

第一項（役割）

1. 運営委員長及び運営役員の任命
2. 奨学生の承認
3. 規約改正
4. 会計の承認
5. その他重要事項の決定

第二項（構成）

すべての運営委員によって構成される。

第三項（開催）

定例総会は年3回開催される。役員により開催時期が決定・通知される。

第四項（総会成立）

総会は運営委員の過半数の参加をもって成立する。

第五項（議決）

総会出席者の過半数の賛同をもって可決される。ただし、規約の改訂は総会出席者の 3/4 の賛同をもって可決とする。

第六項（臨時総会）

運営役員が必要に応じて運営委員を召集し、開催される。また、運営委員は運営役員に対し臨時総会の開催を要求することができる。

第4章 募集及び選考

第六条（募集及び選考）

奨学生の募集及び選考に関するすべての事柄は、KESTES 奨学生募集要項に準ずる。募集要項を変更する場合、総会における議決を要する。その詳細は第五条第五項に準ずる。

第5章 資金及び会計

第七条（財務）

第一項（資金）

KESTES の資金は、次に挙げるものをもって構成する。

- 1、この主旨に賛同する者による寄付金
- 2、イベントの企画及び出展に伴う収入
- 3、物販事業等に伴う収入

第二項（運用）

第一項の資金は奨学金及び運営資金に適用される。

第三項（会計報告）

運営役員は定例総会にて会計報告を行い、承認を得なければならない。また、運営役員は寄付者に対する会計報告の責任を持つ。

第八条（会計監査）

運営委員以外に会計監査をおき、総会で承認されたものに運営委員長が依頼する。

第6章 広報

第九条（広報）

運営役員は年3回広報紙『Harambee Leo』を発行する。また、それ以外にも広報活動を行うこととする。

第7章 規約の変更及び解散等

第十条（規約改正）

すべての運営委員は規約改正に対する発議の権利を有する。運営役員はこれを検討し総会において議決を採る。その詳細は第五条第五項に準ずる。

第十一条（凍結及び解散）

第一項（議決）

全ての運営委員は KESTES の運営凍結及び解散に対する発議の権利を有する。運営役員はこれを検討し、総会において議決を採る。その詳細は第五条第五項に準ずる。

第二項（凍結）

凍結が議決された場合、運営委員は凍結期間を決定する。その期間経過後も運営が再開されない場合は解散とする。

第三項（解散）

解散が議決された場合、運営委員は速やかに KESTES を解散する。

第四項（凍結及び解散時の資金の管理）

凍結及び解散が可決された場合、KESTES の保有する資金の管理は KESTES 日本窓口に委託する。

附則

本制度の主旨を遂行するにあたって、特別な事柄が生じた場合は総会において発議され、過半数の賛成をもって可決され、議決をもって承認される。